## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

### I. 基本的考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	I-1 貸金業者の監督に関する基本的考え方	
	I-1-1 貸金業の監督の目的	
1	貸金業の監督の目頭を「資金取扱行法を取扱った」で、預金取扱力におります。 は、融 機関の融資がは、 のもとに、 で が は は に が は と に で が は と に で が は で が は で が な で が さ で が さ で が さ で が が と し こ と で が で で で で で で で で で で で で で で で で で	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
2	なければならない」に変更することを求める。 貸金業の監督の目的において「貸金業を利用 する資金需要者等の利益の保護を図るとといい。 健全な競争による市場メカニズムが十分に 機能する貸金市場が構築されるよう促し、監督 国民経済の適切な運営に資することを監貸 もりとする」とされているが、これまで貸金 者の自主努力は絵に描いた餅であったし、会 も貸金業界の自主努力に成果を期待することを も貸金業界の自主努力に成果を期待することを も貸金業界の自主努力に成果を期待することを は、その権限を適正かか為に に行使し、貸金業者の不法行為や不正行強に は、毅然たる姿勢で指導監督されることを強く 希望する。	法令に基づき、引き続き、厳正かつ適切に対処してまいります。
	I-1-2 貸金業監督の基本的枠組み	
3	今まで不十分な監督規定であったガイドラインを、実態を踏まえ多項目にわたってよくまとめていると思う。この監督指針が適切に適用されれば、本当に利用者が保護されることとなろうが、都道府県においても適切に適用されるのか。	本監督指針は、財務局職員が財務局登録貸金業者を監督するための指針ですが、都道府県においても本監督指針を参考にして都道府県登録貸金業者を適切に監督されることを期待します。

	今までなかなか行政処分の形で監督権限が発	法令違反等の行政処分を行うに
	動されてこなかった事実に鑑みると、「貸金業	足る事実関係が認められた場合
4	監督部局の基本的役割」の中で「可及的速やか	は、法令に基づき厳正かつ適切に
	に」行政処分を行うことを明記すべきである。	行政処分を行うこととしていま
		す。
	貸金業者では、監督指針に沿った対応ができ	本監督指針は、法公布後、1年
	ないことから、経過措置などの対応が必要では	以内に施行される法令上の規定に
	ないか。	ついて、適切な監督を行うための
5		着眼点を記載した指針であり、貸
		金業者は本監督指針を踏まえて適
		切に対応することが求められま
		す。
	I-1-4 貸金業者の監督に当たっての基本	的考え方
	「監督業務に携わった公務員は、厳正な監督	国家公務員法等の法令等に基づ
	をするために、国家公務員法第103条に拘ら	き適切に対処してまいります。
	ず、以後一切、貸金業協会および貸金業者から	
6	給料ないし報酬をはじめとする一切の金銭を受	
	け取らないこととする」を追記すべきである。	
	I-2. 監督指針策定の趣旨	
	監督指針の下では、現在と比べ貸金業者への	貸金業規制法に基づく行為規制
	監督姿勢はどのように変化すると考えるか。	中心の監督から、改正法に基づき、
7		貸金業者の内部管理態勢を検証す
		る総合的な監督に移行することと
		なります。
1		<b>グングフ</b> 0

# Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	Ⅱ - 1 経営管理等	
8	「内部監査部門」は独立した部署として設置する必要があるか。それとも「内部監査」としての機能が果たせるなら一部兼務としても問題ないと解してよいか。	貸金業者の規模や業務内容、特性等を踏まえ、個別・具体的に判断する必要がありますが、適切な監査を行う観点から、監査部門は独立した部署として設置することが望ましいと考えられます。
9	一人で貸金業の業務を行っている貸金業者が 独立した内部監査を行うのは不可能であり、代 替措置を例示されたい。	ご指摘を踏まえ、協会の監査を 利用する場合など、一人で貸金業 務を行っている貸金業者の内部監 査について追加修正いたします。
10	経営管理等に関する監督について、「当該貸金業者の業務運営の実態を踏まえて対応する」ことの内容を明確にするよう要望する。	貸金業者の業態、規模、業務内容、特性等はまちまちであり、あらかじめ内容を明確に定めることは困難ですが、資金需要者等の利益の保護等の観点から、貸金業者の実態等を踏まえて適切に監督し

		てまいります。
	Ⅱ-2 業務の適切性	
	相談及び助言並びに助力のために社内態勢整	法第 12 条の 9 は努力規定であ
	備、法第 12 条の 9 の規定の実施に関し、同条所	り、監督指針では特に規定はして
	定の団体の紹介を行うべき場合に関する基準を	いませんが、協会の自主規制規則
	含む社内規定、相談助言の実施状況の報告調査	において、相談及び助言に係る態
11	等、相談及び助言に関する態勢について、貸金	勢整備等が盛り込まれる予定と承
''	業者の監督にあたっての主な着眼点、監督手	知しています。
	法・対応を追加することを求める。	なお、非協会員についても、法
		第 24 条の 6 の 11 に基づき、協会
		の自主規制規則を考慮した社内規
		則等の制定が求められています。
	NPOバンクを営利企業に対するものと同じ	監督指針 I -2 「監督指針策定の
	監督指針などによって機械的・画一的に監督す	趣旨」などにおいて、監督にあた
10	べきでないことを明文化すべきである。 	つては、貸金業者の規模や業務内
12		容、特性等の多様性にかんがみ、 機械的・画一的な運用にならない
		化しています。
	「機械的・画一的な運用に陥らないように配	貸金業者の規模や業務内容、特
	慮する」、「当該貸金業者の業務運営の実態を	性等に応じて、個別事例ごとに実
13	踏まえて対応する」ための具体的な手法として、	態に即して実質的に判断されるべ
	どのようなものを考えているか。	きものと考えられます。
	一般的に融資の個人利用者と法人利用者(実	法令等に基づき、資金需要者等
	質的に個人営業の法人(個人事業者)、極めて	の利益の保護等の観点から、適切
	規模の小さい零細企業を除く)では、借入れに	に監督してまいります。
14	関する知識・経験、貸金業者との交渉力等にお	
14	いて差が極めて大きいことを考慮すれば、個人	
	(消費者)向け融資業務と法人(事業者)向け	
	融資業務は本来は別個の基準で規制されるべき	
	と考える。	
	Ⅱ-2-1 法令等遵守(コンプライアンス)	
	「…、資金需要者等の利益の保護の観点から、	個人向け・法人向け融資を問わ
	特段の問題がないと認められれば、不適切とす	ず、取立て・督促行為を行うので
15	るものではない。」とあるが、個人向け融資を	あれば、取立て・督促に係る社内
	一切行わない貸金業者において、取立て・督促	
	に係る社内規則や社内研修がない場合でも、不	られます。
	適切との判断がなされないと解してよいか。   「法令等遵守」には、どのようなものが含ま	   本監督指針中の「法令等遵守」
	「法市寺遠寸」には、とのようなものが含ま  れるという解釈か。	本監督相町中の「法市寺建寸」   の法令等には、法公布後、1年以
		内に施行される法令、貸金業を営
16		む上で関係する法令、本監督指針、
		企業倫理等の社会規範、協会が定
		める自主規制規則及び各貸金業者
		が定める社内規則等が含まれると

		考えます。
17	法第 12 条の 4、改正府令第 10 条の 9 で、貸金業の業務に従事する使用人に証明書の携帯を義務付けしており、文書化および適切な運営を行う必要があるが、お客様と「非対面の電話業務」で融資案内、入金案内の業務を担当する派遣社員には、証明書の携帯は不要と解釈してよいか。	個別事例ごとに実態に即して実 質的に判断されるべきものと考え ますが、基本的には貴見のとおり と考えられます。 なお、融資案内、入金案内など 重要な業務を担当する派遣職員に 対しては、社内規則等の周知徹底 などの適切な対応が必要です。
18	法第12条の4、改正府令第10条の9の2で、 従業者名簿の備付けが求められているが、派遣 社員の場合、派遣法第35条に基づくと生年月日 等の個人情報の取得は困難であり、派遣社員の 場合は適用外と解釈してよいか。	法第12条の4第2項の従業員名 簿の記載は、雇用形態にかかわら ず、現に貸金業の業務に従事して いるかどうかで判断して、必要事 項を記載する必要があります。 なお、従業員名簿の備付けは、 法の完全施行時に義務付けられて います。
19	貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮され うる態勢とは、どのような態勢なのかを具体的 に示していただきたい。	貸金業務取扱主任者が経営陣に 影響されることなく、自らの役割 を円滑に果たすことができる態勢 であると考えます。詳しくは監督 指針 II - 2 - 7 をご参照くださ い。
	Ⅱ-2-2 顧客情報の管理	
20	顧客情報の管理(1)-⑤にある「返済能力の調査以外の目的で利用しないことを確保するための措置」とは、具体的にどのような措置のことか明確にして頂きたい。 特に顧客から同意を得て独自に取得した個人情報を同意の範囲内で利用するにあたり、個人信用情報を参照することは可能か。	例えば、信用情報機関より提供を受けた個人信用情報を取り扱う部署と勧誘を行う部署を組織的・物理的に分離することなどが考えられます。 信用情報機関の信用情報については、返済能力の調査以外の目的に使用することは禁止されています。
21	途上与信のため信用情報機関から取得した個人信用情報に基づき、与信状況が改善した顧客に対し、借入限度額の増加が可能である旨の連絡を行うことは許容されると理解してよいか。	個別事例ごとに実態に即して実 質的に判断されるべきものと考え られますが、連絡について顧客か らの事前要請等がないなど、顧客 の資金需要についての意思が確認 できない場合に、個人信用情報に 基づき借入限度額の増額が可とは、 ある旨連絡し、勧誘することは、 個人信用情報の目的外利用に該当 すると考えられます。

	現に顧客情報がヤミ金に流失しているとの事実を掲げ、情報管理を徹底させるとの強いメッ	本監督指針の規定で顧客情報の 管理の重要性は十分記載されてい
22	セージを謳う必要がある。	るものと考えられますが、ご趣旨
		を踏まえ、ヤミ金被害を防止する
		ための顧客情報管理の重要性について記載します。
	Ⅱ-2-3 外部委託	0 0 10 4% 0 60 7 0
	「第三者」には、親会社または関連会社(持分	当該貸金業者以外は第三者にあ
23	適用)を含むと考えるべきか。	たると考えられます。よって、親
23		会社または関連会社は第三者に含
		まれると考えられます。
	非貸金業者である外部委託業者に対しても監	法第 24 条の 6 の 10 において、  中間 ※四十 5 又は 都 漢
	督の権限を及ぼすべきである。 	内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業者から貸金業の業務の
24		委託を受けた者に対して、報告又
		は資料の提出を命ずることができ
		るとされております。
25	「貸金業の業務を第三者に委託」に該当する	例えば、取立業務を第三者に委
20	範囲を具体的に明示してほしい。	託するなど、貸金業を営むために
	「様々なリスク」「外部委託リスク」とはい	必要な業務を第三者に委託した場
	│かなる範囲のリスクを想定して管理すべきか。 │想定すべき範囲のリスクについて、具体例を示	合が該当することとなります。   なお、どのようなものが委託に
	心足りへら戦団のリスクについて、具体例を示   して明確にしていただきたい。	係るリスクに該当するかは、貸金
26		業者において、資金需要者等の利
		益の保護等の観点から、実態に即
		して判断するべきものであり、当
		局があらかじめ具体的に例示列挙
		することは困難と考えられます。
	Ⅱ - 2 - 4 本人確認、疑わしい取引の届出	아타뉴스 내고 나는 취하는 네
	国連制裁委員会よりテロリスト等に対する資 産凍結等の措置の対象者リストが日本政府に送	ご指摘のリストは、警察庁、外 務省等のHPに掲載されておりま
27	産凍福寺の福直の対象有り入りが日本政府に送   付された場合、当該リストに基づく通知は、金	伤自寺のHPに拘戦されておりま    す。
2,	融庁を含む関係省庁より貸金業者には送付され	7 0
	ていないのか。	
	役職員の採用に当たり「マネー・ローンダリ	個別事例ごとに実態に即して実
	ング対策の適切な実施の観点」を含めた選考が	質的に判断されるべきものと考え
	求められているが、選考の対象となる役職員か	られますが、基本的には、貴見の
28	ら提出された履歴書により犯罪歴をチェックす	とおりと考えられます。
	│る、当該役職員から組織的な犯罪に関与したこ │とがない旨の誓約書を提出させる等の貸金業者	
	こかない自め書利者を提出させる等の負金業名   が相応の努力を行っている場合には、適切な選	
	考が行われていると解してよいか。	
	ここでいう役職員とは、マネーローンダリン	全役職員と考えられます。
29	グ防止の観点から関連する特定の業務に従事す	
	る役職員のことを指しているのか、それとも全	

	役職員を指すのか。	
	ここでいう属性とはどのような内容を指して	列記されている生年月日・住所
30	いるのか。具体例を示していただきたい。	のほか例えば、勤務先や職務内容
		が考えられます。
	Ⅱ - 2 - 5 苦情対応態勢	10 1372 340 04 7 0
	貸金業者と資金需要者との契約の際に、「禁	監督指針Ⅱ-2-5において、
	資金未行と資金需要行との契約の際に、「宗   止行為一覧 及び「監督官庁連絡先一覧」のよ	留日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
	五11 何 見」及び「血自日川建稲儿 見」のよ   うな書面の交付を貸金業者に義務付けるなど、	賃 金米省の過める古情対応恩男に   係る監督上の着眼点が記載されて
	うな音曲の文句を真並来有に義物的がるなど、  資金需要者等からの苦情又は問い合わせ等が適	床る血質工の角吸点が記載されて   います。
31	切に行われるための具体的な措置を講じること	いるす。   なお、金融庁の金融利用者サー
	がに打われるための共体的な相直を構じること   を求める。	びる、並融力の並融や用省が
	それのる。 	にろ相談主、台別務局、台間追加   県において苦情等に対する対応を
		宗にぬいて古情寺に刈りる刃心を   行っております。
	│ │ 貸金業者から苦情対応状況等の報告を義務化	資金需要者等の保護のため、必
	貝並来有から古情対心仏が寺の報音を義務化   するべきである。	貝並而安有寺の保護のため、の   要と判断した場合は貸金業者に対
32	9872000	安と刊断した場合は負金条名に対   し、苦情対応状況の報告を命令す
		ここととなります。
	Ⅱ - 2 - 7 貸金業務取扱主任者	
	取扱主任者は1店舗に1人以上置くなどの措	法第 12 条の 3 において、営業所
	置が必要である。また、初回契約時における取	又は事務所ごとに貸金業務取扱主
	扱主任者による重要事項の説明と署名押印およ	任者を設置すること、及び貸金業
	び当該重要事項説明書の交付義務を定めるべき	の業務に従事する者に対し貸金業
	である。	の業務を適正に実施するために必
33	- なお、不動産取引時においてなされている重	要なものを行わせなければならな
	要事項の説明及び当該書面の交付は、中小の不	いことが定められており、法令等
	動産業者においては書面を交付するだけで口頭	に則り適切に対応してまいりま
	での説明は行われないケースが見受けられる	す。
	が、本制度においてはこのように制度が形骸化	
	しないような指導を徹底してほしい。	
	Ⅱ-2-8 禁止行為等	
	(2)①に「具体的な審査によることなく、	ご指摘の事例は、(2)①ロ.
34	保証人が不要である旨を告げ、若しくはそのよ	に該当すると考えられます。
34	うに誤認させて勧誘し、貸付け実行の時点で保	
	証人を要求すること」を追加するべき。	
	① 禁止行為に「利息制限法違反の貸付では手	① 出資法上限金利の引き下げは
	形、小切手を徴求してはならない。」を追加	法の完全施行時に実施されるも
	すべき。	のであり、法の公布後1年以内
	② 同 d に「合理的理由がないのに、過大な担	に施行される法令上の規定を対
	保」について、「保証人の徴求」も追加すべ	象にした本監督指針で、利息制
35	き。 	限法を超える金利で貸付けを行
	③ 禁止行為の例示(イないし二)に、「資金	っている場合の手形、小切手の
	需要者等の知識・経験・財産の状況及び貸付	徴求を一律に禁止することは、
	けの契約の締結の目的に照らして不適当と認	一不適切と考えられます。
	められる契約を締結すること(いわゆる適合	② ご指摘を踏まえ修正いたしま
	性の原則)」を追加すべきである。	す。

		③ 法第16条第3項及び監督指針
		Ⅱ-2-9 で適合性の原則について
		規定しています。
	「みなし弁済規定の適用がない明白な事情が	みなし弁済規定が適用できるか
36	存するにもかかわらず、利息制限法所定の制限	否かは、最終的には司法判断を待
30	を超える利息を請求又は収受すること」を追加	つ必要があるものと考えられま
	すべきである。	す。
	「貸金債権につき保証委託契約を締結し、資	保証料を貸金業者が代理受領し
	金需要者から保証料を徴収する場合に、約定金	た場合に出資法の「みなし利息」
	利と保証料を年利換算した率の合計が出資法の	に該当することは、事務ガイドラ
	上限利率を超える契約を締結すること」を追加	イン第 3 分冊 3-2-10 に明記してお
	すべきである。	ります。
37		なお、法の完全施行時には、保
		証料は利息と合算され、利息の上   限利率を超過する保証料の契約
		は、その超過部分につき無効とさ
		は、ての超過品方に フさ無効とさ     れ、また、そのような保証料の契
		約を締結した保証業者は刑事罰対
		象となります。
	銀行や提携先のATM等の非対面の方法によ	非対面であっても、法令等に沿
	って貸付契約の締結等を行う場合においては、	って適切な対応をする必要がある
38	資金需要者等の状況に応じて手続きを進めるこ	ものと考えられます。
	とは不可能であることから、契約に関する基本	
	的な内容を示すことで足りると考えてよいか。	
	身体的な障害等により契約の内容を理解でき	個別事例ごとに実態に即して実
	ない場合、とはどのような場合か	質的に判断されるべきものと考え
39		られますが、例えば、視覚障害や
		聴覚障害がある場合などが考えら   れます。
	Ⅱ−2−9 勧誘及び契約締結時の説明態勢	16490
	資金需要者に対する勧誘行為に対する規制に	法第16条第3項及び第4項並び
	「貝並而安省に対する勧誘行為に対する規制に   ついて、一定の基準を定めるべきである。また、	公第10条第3項及び第4項並び  に監督指針Ⅱ−2−9に則り、適
	資金需要者から再勧誘を希望しない旨の申し出	切に監督を行ってまいります。
40	があったにもかかわらず、貸金業者が繰り返し	
	再勧誘した場合には当該貸金業者に対する行政	
	指導を徹底してほしい。	
	貸付時においては収入証明等の書類の確認を	契約にあたっては、対面・非対
	要することが必要なことから、資金需要者は必	面にかかわらず法第13条を遵守す
	ず店舗に赴いて契約するべきである。	る必要があります。
	契約締結時には資金需要者の収入証明等の書	返済能力の調査に関する記録の
41	類の提出を要することとし、その写しを最低 1	保存に関しては、内閣府令に規定
	O年間若しくは契約期間中は保管しなければな	された完全施行時の取扱い(契約
	らないこととしてほしい。また、信用情報機関	の最終返済期日まで等)を円滑に
	により入手した当該資金需要者に関する信用情	導入するための態勢を整備する必
	報についても同様に保管しなければならないこ	要があると考えられます。

	ととしてほしい。	
	②ハの例示に貸金業者において、保証弁済の	本監督指針は説明内容の主な例
	率及び件数の説明が必要であると明示すべきで	示を示したものであり、保証人に
	ある。	具体的に何を説明すれば、保証契
	また、説明の際に貸金業者が借入人について	約の内容を十分に理解しうる説明
	有する情報(特にネガティブ情報、他社の借入	になるかは、各貸金業者が本監督
	等)を全て開示の上、借入人毎に応じたリスク	指針を踏まえ、保証人の状態に応
	の説明を義務付けるべきである。	じて判断する必要があります。
42		また、保証契約の直接の対象で
		はない債務者に関する情報の取り
		扱いについては、本来、債務者と
		保証人となろうとする者の間の問
		題であり、債務者情報を保証人に
		提供することは、個人情報保護の
		観点から、必ずしも適切ではない
		と考えられます。
	破産者又は債務整理を行っている者に対する	過去に破産者又は債務整理を行
	勧誘を一律に禁止すべきである。これらの者に	っている者のその後の返済能力を
	対する勧誘は、甘い誘惑になり、再度多重債務	一概に決めることはできません
43	に陥り、特に破産者は7年間は免責を受けられ	が、法第 16 条第 3 項及び監督指針
	ず、自殺等につながる危険があるからである。	Ⅱ-2-9 で資金需要者等の財産の状
		況及び貸付けの契約の締結の目的
		に照らして不適当と認められる契
	物的担保を徴求する場合においても「最悪の	約の勧誘は禁止されております。     ご指摘を踏まえ、修正いたしま
44	対的担保を徴収する場合においても「販売の   シナリオ」を生々しく説明する旨を明記すべき	こ相梱を踏まれ、修正いたしま     す。
44	一つかり、を主べて、説明する自を明記すべる。	9 0
	(1) 状況に関する記録は、規則第 16 条 1 項 7	① 「交渉の経過の記録」は法第
	号に言う所謂「交渉の経過の記録」を以って行	19 条において契約締結後の交渉
	うことでよいか。	の経過を記録するものとされて
	② 上記①に加え、必要に応じて行う「テープ	います。なお、勧誘又は契約時
	録音」を行うには個人情報の取得として事前	の状況に関する記録は、勧誘等
	同意が必要か。また、そのテープを6ヶ月以	の実態を記録したものであるこ
45	上の保存する場合は、個人情報保護法(安全	とから、契約締結に至らなくと
	管理措置等)に従った扱いとすべきか。	も記録の保存に留意する必要が
		あります。
		② 事前同意を得ることが適切で
		あり、個人情報保護法に従った
		取扱いが求められると考えられ
		ます。
	途上与信により信用情報機関から得た個人信	
46	用情報の内容を含めた、定期的な独自の審査に	カウンセリングに当たるものか、
	より判断した結果を基に、その時の当該顧客の	あるいは実質的な勧誘とみなされ
	状況を考慮したアドバイス、カウンセリングを	るかは、個別事例ごとに実態に即
	行い、顧客の状況を改善する目的での他の商品	して実質的に判断されるべきもの

	を紹介すること(金利、支払方法などを総合し	レ老うこれます
	て顧客のキャッシュフローが改善されるものに	27201649°
	限る)は、法第1条や第13条に則ったもので	
	あり、許容されるべきと考えるが、これらにつ	
	いては「勧誘」に該当しないと理解してよいか。	
	「勧誘」とは「ダイレクトメールによるもの	個別事例ごとに実態に即して実
	を含む」と定義しているが、不特定多数の者に	質的に判断されるべきものと考え
	送付することを想定した、一般的な商品概要説	ますが、ご質問の内容は「勧誘」
	明用パンフレット類を、勧誘を目的とした資料	に該当するおそれがあると考えら
	でないことを明記したうえで顧客向けに送付	れます。
47	(郵送) することは、ここで定義される「勧誘」	10690
47		
	に該当しないものと解してよいか。	
	また、利用明細書や請求書等の毎月の返済額	
	を案内する書面に同封又は当該書面の余白スペ	
	一スに掲載する一律の商品案内等については、	
	「勧誘」にあたらないものと解して良いか。	
	貸金業者が資金需要者等に対して、勧誘に該	資金需要者等の意思表示の機会
	当するようなパンフレット類を初めて送付する	を最初だけに限定するのは適切で
	場合に、当該資金需要者等から「契約を締結し	はなく、継続して勧誘を行う場合
	ない(もしくは、勧誘を引き続き受けることを	には、その都度、資金需要者等に
	希望しない) 」旨の意思表示を行うための書面	対して意思表示の機会を与える必
40		
48	を同封したうえ、その旨の意思表示を行う場合	要があると考えられます。
	には当該書面の返送を求めることとし、当該書	また、意思表示を書面に限定す
	│面の返送がない場合は、契約を締結しない(も	ることも適切ではないと考えられ
	しくは、勧誘を引き続き受けることを希望しな	ます。
	い)旨の意思表示がないものとして記録するこ	
	とがこれに該当すると解してよいか。	
	いわゆる「おまとめローン」の契約の際には、	ご指摘を踏まえ、修正いたしま
49	過払金が存在する可能性について言及すべきで	
10	ある。	7 0
	Ⅱ−2−10 過剰貸付の禁止	
	信用情報機関への登録義務を怠った業者に対	法令等に基づき、適切に対処し
50	しては徹底した行政指導をしてほしい。	てまいります。
	個人情報保護あるいはプライバシーの観点か	資金需要者等の属性調査につい
	ら資金需要者の属性は「など」とせず、ガイド	ては、法令等の範囲内で個々の資
	ラインで明確に規定すべきことと考える。	金需要者等ごとに実態に即して調
51		査すべきものであり、あらかじめ
		すべての属性を具体的に例示列挙
		_
	四十次女 南极进步 此牙南部 A D A D B B B	することは困難と考えられます。
	保有資産・家族構成・生活実態などの属性調	適切な貸付審査のために必要と
	査について顧客申告に委ねるのか、収入証明の	なる調査書類等については、顧客
52	ように、利用金額に応じて何か書類の提出を義	の申告によるものだけでなく、公
	務付けるのか等、実務に置き換えた具体的かつ	的機関や勤務先等の第三者が発行
	明確な指針・方法の列挙を求めます。(内部管	する証明書等が望ましいと考えら
L		

	理部門事後検証を行う際も同様)	れますが、具体的には、貸金業者
	(조마리 )쿠()(자때 C l ) 기까 UPI()	が資金需要者等の実情に応じて、
		調査書類等の信憑性を確保しなが
		ら個別に判断すべきものと考えら
		れます。
	貸金業協会の自主規制ルール等に、総量規制	本監督指針は、法の公布後1年
	が導入されるまでの間における貸付の制限など	以内に施行される内容について、
	を設けるよう指導するべきである。また、違反	監督上の主な着眼点を記載したも
	行為に対しては民事上の請求制限を行うなど実	のですが、法の完全施行時に適用
	効性のある規制をすべきである。	される総量規制を円滑に導入する
	総量規制導入後において、融資残高が収入の	観点から、監督指針Ⅱ−2−10
	3分の1を大きく超えている債務者が多数存在	において、過剰貸付け防止に係る
53	する業者に対しては注意勧告を行うなどの行政	態勢整備の着眼点を記載していま
	指導をしてほしい。また、債務者に対しては返	す。
	済期間を延ばすなど、総量規制の趣旨に合致し	
	た請求に制限するよう指導してほしい。また、	
	たられた	
	関する申し出を受け付ける旨を通知するよう指	
	導してほしい。   ・ はなの中の物質は、	ナ 版 叔 北 ム は み 亡 人 た 仁 叶
	法律の完全施行時に総量規制の適用除外とさ	本監督指針は、法の完全施行時
54	れている貸付けについては、今回の監督指針の	に総量規制を円滑に導入するため
	過剰貸付けの禁止においても、借入額の合計に	の態勢の整備を求めています。法
	含めないこととして良いか。	の完全施行時の趣旨を考慮すれ
	他社借入返済額とあるが、事業者向けローン、	ば、個人過剰貸付契約から除かれ
55	目的ローン、住宅ローン等全ての借入の返済額	る契約であれば該当しないと考え
33	を含むのか、他社とはどの範囲を指すのかを具	られます。
	体的に示していただきたい。	
	自社借入が 50 万円を超える場合 (50 万円超	法の完全施行時に適用される 1
	を極度額とする極度基本契約を締結する場合を	社50万円超又は借入総額100万円
	含む。) 又は他社借入を合わせ残高が 150 万円	超の場合の年収証明書等の提出義
56	を超えることを確認した場合とは、法第 13 条第	務を円滑に導入する観点から、本
	3 項から「150 万円」ではなく「100 万円」とす	監督指針では年収証明書等を徴求
	ることが正しいのではないか。	する目安として「150万円」として
		います。
		ご指摘の場合も含め、貸金業者
	ことを確認した場合とは、信用情報機関の調査	が返済能力の調査義務を履行した
57	により判明した場合なのか、資金需要者より申	結果、その事実を把握した場合と
37		柏木、ての事実を指揮した場合と     考えられます。
	告があった場合なのかを具体的に示していただ	<b>考えられま</b> り。
	きたい。	オのウムセクロール オクロサ
	返済能力調査において「二.極度方式基本契	法の完全施行時では、法令に基
	約により貸付けを行う貸金業者については、信	づき、極度方式基本契約は、定期
58	用情報機関への照会等」と定められているが、	的な与信管理(1ヶ月の借入が5
	ATM(主として提携先ATM)を利用した貸	万以上かつ借入残高10万円以上
	付の場合、現状のインフラではATM貸付処理	→毎月、借入残高10万円未満→
	の間に信用情報利用の照会により返済能力調査	3ヶ月毎)が求められており、これ

	を行うことは処理時間制限(タイムアウト)と	を円滑に導入することを念頭に置
	なり不可能である。定期調査を行うことでの返	いた態勢整備が求められます。
	済能力調査に止めるべきだと考える。	
	①収入調査以外に支出調査は必要ないのか。	①法第13条において、貸金業者に
	②保有資産とは何を指すのか。	対し、資金需要者である個人の
	③生活実態とは何を指すのか。	顧客から資力を明らかにする書
		類の徴求や返済能力の調査を義
		務付けたことを踏まえ規定した
59		ものです。
		②例えば、資金需要者等が保有す
		る不動産等が考えられます。
		③例えば、職業や勤務先等が考え
		られます。
	監督指針(案)の主な着眼点でも、整備・周	本監督指針では、過剰貸付け防
	知の徹底とあるが、業務改善命令を実施する上	止のための社内規則等の策定、社
	で、具体的な範囲が不明確である。	内規則等を適切に運用するための
		社内態勢や研修、検証態勢の整備
		等を求めています。
60		したがって、このような態勢の
		整備等が不十分なため、過剰貸付
		が行われるおそれがあり、自主的
		に改善が期待できない場合は、業
		務改善命令が発出されることも考
		えられます。
	「返済能力調査について、総量規制が円滑に	住宅ローン等は、法の完全施行
	導入できるよう、以下の措置が講じられている	時に導入される総量規制の対象か
61	か。」とあるが、住宅ローン等総量規制の適用	らは適用除外となっていますが、
	除外の場合において、②は対象外となるのか。	一般的な返済能力調査は必要であ
		ると考えられます。
	貸付基準等の妥当性については、どのくらい	貸金業者においては、過剰貸付
	の頻度でどのような内容を確認すればよいの	を防止する貸付基準の妥当性につ
62	か。	いて、法令等や協会の自主規制規
02		則の改正、貸金業を取り巻く環境
		などと照らし、随時、見直しを行
		う必要があると考えられます。
	「改ざんが行われていないこと」や「虚偽申	内部管理部門における事後検証
	告の示唆が行われていないこと」の事後検証に	を行うための書類については、返
63	おいて、公の書類が必要となるのか。	済能力調査の実効性を担保できる
		ものであれば、公の書類に限定さ
		れないと考えられます。
	資金需要者等の家族構成については、資金需	資金需要者等の属性調査におい
	要者等が個人情報保護の趣旨から詳細な申告を	て、過剰貸付け防止の観点から、
64	拒否する場合があり、そのことによって生活実	詳細な調査を求めたにもかかわら
	態の十分な把握ができない場合もある。そのよ	ず、申告を拒否された場合は、適
	うな場合、どの程度までの属性調査・把握が適	切な貸付審査ができないものと考

	切な貸付審査と見做されるのか。	えられます。
	「新貸金業協会」の会員は公表されている定	法令上、貸金業者は、融資対象
	款(案)の第6条(業務規程)から主として個	の属性にかかわらず、貸金業を適
	人向け融資業務を行う貸金業者が想定されてい	切に行うための社内規則等を作成
	ると思料され、専ら事業者向けにしか貸付を行	する義務があり、非協会員につい
	わない貸金業者は協会ルールと同じ社内規則を	ては、協会の自主規制規則を考慮
	設け難いことを貴庁も認識されていると思われ	した社内規則等の作成命令など、
	る。例えば、個人向け融資業務を行わない貸金	法令に基づき、監督当局が直接監
	業者では、取立て・督促に係る社内規程を設け	督することとなります。
	ない、あるいは設けてもその内容が法人向けに	
0.5	しか融資を行わない場合、取立て・督促に係る	
65	社内規則を設けない、あるいは設けてもその内	
	容が協会自主規制ルールと大きく異なるのは必	
	然で、そのために協会に加入するインセンティ	
	ブが生じなかったり、監督当局から直接監督を	
	受けることになるのは、貸金業法の現行の規定	
	が個人(消費者)向け融資業務と法人(事業者)	
	向け融資業務の違いを十分に考慮していないこ	
	とに起因するものと思われる。今後はかかる点	
	について、主務官庁として是正いただくように	
	努めていただきたい。	
	「担保提供者が、当該担保物件を失うことと	ご意見を踏まえ、修正いたしま
66	なった際の生活方法について明確かつ具体的な	す
	認識を有していることを確認し、その内容も合	
	わせて記録すること」を追加すべきである。	
	総量規制では、有価証券担保貸付けが適用除	施行規則第10条の23第1項第1
	外とされているが、この有価証券を担保とする	号にあるとおり、対象となる有価
67	という場合に、金融商品取引業者が保護預りす	証券は限定されていると考えられ
	る有価証券の引渡請求権に担保権を設定する権	ます。
	利質の場合も含まれることを、監督指針上に記	
	載していただきたい。	
60	既往借入れに対する返済方法が、月によって	個別事例ごとに実態に即して実
68	返済額が変更する方式である場合には、「月々	質的に判断されるべきものと考え
	の返済額」はどのように算出すべきか。   債務者の家計状況の統計的分析並びに総量規	トルまり。 本監督指針では、すべての貸金
69		本監督指針では、9へての真金    業者が法の完全施行時に適用され
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	条有が法の先主施打時に過用され   る総量規制の円滑な導入を行うこ
	で3年間に返済する場合は、毎月の総返済金額   の合計は月間収入の9分の1を目処とする必要	る秘重規制の口角な等人を刊りこ   とが可能となるよう、監督上の着
	がある。	眼点として、例えば「支払総額が
	「月収の3分の1以下」との基準は、4条改	月収の3分の1以下」との基準を
	正の完全施行の準備段階であることを考慮した	例示しております。
	としても適正な貸付基準であるとは到底考えら	
70	れない。「月収の7分の1以下」ないし「月収	
	の10分の1以下」との基準に修正することを	
	求める。	
<u> </u>	-4	<u> </u>

	ナケ 10 夕 の 0 か し ボルー かい・ 一 ウ は の 上 フ 湿	<b>上野セルハール か目担告を</b>
71	法第13条の2および4において定めのある過   剰貸付に対する措置は、4号施行において求め	本監督指針では、総量規制の施 行前においても貸金業者が適切に
	られるものであり、それ以前において具体的に	態勢整備を進めていくことがその
	定量的な規制の整備を求めることは、法におけ	円滑な導入のために必要であると
	る段階的な施行の趣旨を曲げるものであるの	の観点から、過剰貸付け防止に係
	で、削除するべきである。	る態勢の整備状況を監督上の着眼
	法第 13 条 4 および第 13 条の 3 第 3 項の定め	点として盛り込んだものです。
	は4号施行の段階で行うこととなっており、法	
	における段階的施行の趣旨を曲げることにな	
72	る。また、頻繁に書類を提出しなければならな	
	い顧客に過度の負担を強いる内容は慎重に行う	
	べきであるので、削除するべきである。	
	複数の信用情報機関に加盟している貸金業者	信用情報機関からの信用情報と
	が同一の借入を複数の信用情報機関に登録して	顧客からの申告の双方から総合的
	いる場合があるが、借入の件数、借入の返済額	に判断する必要があると考えられ
	いる場合があるが、個人の円数、個人の返済領   はお客様の申告をもって判断してよいか。また、	に判断する必要がめるころんられ   ます。
	信用情報機関の登録内容から、借入の同一性が	みぅ。   なお、完全施行時の指定信用情
73	信用情報機関の登録内容がら、個人の同一にが   識別可能な情報内容に整備予定なのかを示して	るる、光至旭行時の祖廷信用情
	職別可能な情報内谷に登備了足なのがを示して   いただきたい。	報機関は、信用情報の正確性の確    保に関する業務規程を定め、顧客
	0.1-1-61-0.0	床に関する未彷焼性を足め、顧各     ごとの信用情報について名寄せ等
		ことの信用情報について右寄せ等     を行うことにより、その正確性を
		確保することとなっております。
	当局から与信業務について業務停止命令を受	業務停止命令を受けた貸金業者
	ヨ周がら子信業務について業務停止叩っを受しけた場合、業務停止期間中、指定信用情報機関	未物停止叩って文けた貞並来有   であっても、法の施行以降、過剰
	ひた場合、果物停止期间中、指定信用情報機関   に対する照会をすべきか。	貸付を防止する観点から、適切な
74	「こ外りの思去をりへさか。	貝刊を防止する観点から、週切な     途上審査を行う上で必要不可欠な
		定期的な信用情報機関への照会は
		必要となります。
	Ⅱ - 2 - 1 1  広告規制	
75	「広告」と規定されているものの中に「ラジ  オコマーシャル」を入れるべきである。	│ ご指摘を踏まえ、修正いたしま│ │す。
	法が「貸付けの条件について広告する場合に	監督指針 (2)①において、法第
	は貸付けの利率等を表示せよ」と定めている(法	15 条第1項でいう「広告をする」
	第 15 条)にもかかわらず、監督指針で「貸付け	内容を明確化しています。
76	の条件についての広告」とは法第15条第1項第	
	2 号(利率) 他を表示した広告だ、と定義する	
	のは、同語反復であり意味をなさないと考える。	
	「過度に強調する」ことは「事実ではないこ	「過度に強調する」とは、誇大
77	とを誤認期待させる」ものと、「事実でありか	広告の禁止等を規定した法第16条
	つ違法ではないことを強調する」ものがあるが、	第2項第3号において「借入れが
	後者について規制を加える根拠が存在しない。	容易であることを過度に強調す
	前者に限っての規制・指針にとどめるべきと考	各勿 にめることを過度に强調す    る」ものについて規制する旨を明
	前省に限りての統例・相当にことのるべきと名	記しています。
	へる。   テレビCM等広告する際には、契約内容に関	広告規制については、協会が作
78	テレビはM等広告する際には、突割内谷に関し資金需要者に理解できるように表示するこ	広音焼削にづいては、励去がF   成する自主規制規則において詳細
	し貝並而女日に垤胜じさるように衣示りるこ	火ッる日土尻削尻則  のいし計構

	と、特に貸付利率に関しては、記載文字を他に	に規定されるものと承知しており
	比べ拡大する等、はっきりとした表示をするよ	ます。
	│う規制してほしい。 │ また、広告等においてプラスイメージばかり	また、非協会員についても、法
	また、広音等においてフラスイメージはかり  強調するようなものは規制し、マイナス部分も	令等に基づき、協会の自主規制規     則を考慮した社内規則等を作成す
	短調するようなものは規制し、マイノへ部がも   はっきり表示するような広告にするよう指導し	別を考慮した社内規則寺を作成り     ることが義務付けられておりま
	はつさり扱かりるような広台にりるよう指導し   てほしい。	ることが我伤りひられてありま    す。
	│ こはしい。 │ 上記のような広告をなした業者に関しては、	9 0
	金融庁監督局は迅速に適切な指導を行い、改善	
	が認められない場合、必要に応じて行政処分す	
	るなどしてほしい。	
	多重債務を未然に防止するために、広告の際	債務者の最終的な負担額は、
	に最低返済額による返済を続けた場合、総返済	個々の契約等により異なることか
	額がどのくらいになるかの記載を義務付けるべ	ら、広告に記載することは困難な
	きである。消費者金融を利用する場合の危険性	ため、法の完全施行時には、交付
79	の目安となるのは、最終的な負担がどのくらい	書面においてトータルの元利負担
/9	になるかにあるからである。	額を記載することとなります。
		なお、本監督指針Ⅱ−2−9に
		おいて、契約内容の十分な説明態
		勢の整備を着眼事項としていま
		す。
	Ⅱ−2−12 書面の交付義務	
	① IT書面とすることの承諾方法を限定して	①承諾方法を書面のみに限定する
	いないが、同書面は、債務者の目に触れない	ことは、かえって利用者利便を
	可能性が高く、承諾は厳格になされるべきで あるから、文書によるべきである。	損なうおそれがあることから、 I T書面によることも施行規則
	めるから、又音によるべきである。  ② 承諾に際してのIT書面のデメリットの説	「音画によることも施11規則   において認められているところ
80	明及び債務者等が同書面を受け取ることが	です。
	できるかの確認も監督の対象とすべきであ	23   ②3貴重なご意見として参考にさ
	る。	せていただきます。
	③ 本人確認の徹底についても、監督の対象とす	2 2 7272 3 7 8
	べきである。	
	規則第12条の2第8項において文字指定8ポ	資金需要者等が記載内容を十分
81	イント以上とされているが、複写裏面などの文字に	に理解できるよう、明瞭かつ正確
01	灰色等の中間色を使用することは可能か。	に記載する必要があると考えられ
		ます。
	Ⅱ−2−13 帳簿の備付け等	
	帳簿は地域センターや外部委託先に保管され	「内閣府の所管する金融関連法
	ているが、帳簿のデータを電子的に直ぐに営業	令に係る民間事業者等が行う書面
	所に取り寄せ可能としている状態は帳簿が備付	の保存等における情報通信の技術
82	けされていると考えられるか。	の利用に関する法律施行規則」第4
		条の要件(営業所の電子計算機の
		映像面への表示及び書面への出
		力)を満たす必要があることに留し
		意する必要があると考えられま

		す。
83	法施行規則で最終の弁済期日から帳簿の保存期間は規定されているが、業者の中には取引継続中であるにもかかわらず、何年以前の帳簿は廃棄したと主張することがあり、この点についても監督対象とすべきである。また、業務帳簿の記載内容の改竄、虚偽記載等に関しては厳正な対処をしてほしい。	・ 帳簿の保存期間を10年と定めた法令等に則り適切に対応してまいります。
	Ⅱ−2−14 帳簿の閲覧、謄写	
84	取引履歴の虚偽開示又は一部しか開示しないこともあり、この点についても監督対象とすべきである。 債務整理に関しては、個人情報保護法によらなくとも取引履歴の開示に協力するよう指導し、債務整理に協力するよう指導してほしい。 また、開示請求に対し、虚偽の開示や開示を拒否した場合には当該業者に対する指導を徹底してほしい	
85	<ul> <li>① 「物的設備」とは閲覧する部屋や電子帳簿の場合はコンピューター機器を意味するのか。この場合、コンピューター機器は請求者が操作しなければならないのか。</li> <li>② コンピューター機器を請求者の閲覧、謄写用に設置していない場合、貸金業者が別途、電子帳簿から出力、印刷した資料を請求者に対し手交することでよいか。</li> </ul>	① 出かれ必基が金求が いに記とるま うれ像しがもとす情ス簿るすに求に代とに項すたっが にでる表面可、き配み破は子求がはされてする書ででりまれてである。は者おわ考つをる書でで一つあ事示を能こるに一電合電請求ででらて子とをこる てこをは覧状にのよいでの算者に作作ま、算は覧にの 、か子該供とじとの表情のでで算者に作とに項すたっが にでる表面可、き間でで算者に作けとに項すたっが にでる表面可、き間でで算者にないですれは計又関れも はと電当に態応とるをいる項目をは関係がよりである。 はと電当に態応とるをいるが場がには、や必 れ像項るとら が録の記求とるれがほさが、よす貸請要 て面をこすれ 行さ映載者をこまがほさが、よす貸請要 て面をこすれ 行さ映載者をこま
86		(1)③については、帳簿の閲
	しょうこう スピー・「つくとは、しょうには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	(1) (1) (1)

	のナオレーマー(1)のナケミ相入は、ストロー	<u> </u>
	の方法として、(1)③を行う場合は、それに	覧等の請求者が遠隔地に居住する 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	より代替できると理解してよいか。	など来店が困難である場合、請求
		者の求めに配慮することを規定し
		たものであり、閲覧又は謄写の請
		求を拒否することはできないと考
		えられます。
	帳簿を電子的に記録し管理しており、取引履	法令で規定する帳簿書類につい
	歴は閲覧・謄写が可能であるが、その他の個人	ては閲覧又は謄写の請求を拒否す
	情報は、個人情報保護の観点からCPのみで管理	ることはできないと考えられま
87	しており実質的に閲覧・謄写の対応はできない。	す。
	個人情報保護を鑑みても閲覧・謄写については、	, ,
	取引履歴のみとはできないのか。	
	請求者に請求の事前に連絡を求め、閲覧の準	法第 19 条の 2 の規定により、貸
	請求有に請求の事前に建稲を求め、閲覧の準   備を整えることは認められるか。	
		金業者は閲覧又は謄写の請求を拒し
	帳簿の閲覧又は謄写の請求に対して、その場	否することはできないと考えられ
88	でこれに応じず、後日、複写物の郵送による対	ます。
	応をとることは問題ないか。	なお、請求者の求めに応じて、
		郵送等による対応をとることは妨
		げられないと考えられます。
	Ⅱ 一 2 一 1 5 取立行為規制	
	法第21条第1項第2号に規定する「その申出	当該貸金業者が、債権保全を図
	が社会通念に照らし相当と認められないことそ	る上で、当該債務者の返済能力の
	の他正当な理由」に該当する可能性が高いもの	調査を目的として、その信用情報
	として、「二・申出に係る返済猶予期間中に債	を使用することは、基本的には認
89	務者等が申出内容に反して他社への弁済行為等	められると考えられます。
	を行った場合   とあるが、当該事実を情報機関	
	一の登録情報から知り得るのが、一般的であると	
	思われる。貸金業者が信用情報を使用しても問	
	巡1711 る。 貞並来有が信用情報を使用しても同じ   題ないのか。	
	超ないのか。   貸金業者は取立行為に当たって、貸金業者名	個別事例ごとに実態に即して判
	で督促状を送付しても良いのか?	断されるべきものと考えますが、
		債務者等から家族に知られないよ
90		うに要請を受けている場合以外
		は、貸金業者名で督促状を送って
		も直ちに債務者等に心理的圧迫を
		加えることに該当するものではな
		いと考えられます。
	監督指針のイ~ホに該当する場合は、「その	監督指針イ~ホは、「その申出
	申出が社会通念に照らして相当と認められない	が社会通念に照らして相当と認め
	ことその他正当な理由」があると解してよいの	られないことその他正当な理由」
	か。	に該当する可能性が高いと考えら
91		れる例示として記載したもので
		す。
		^。   法第 21 条 1 項 2 号に関しては、
		公弟21 末 1 頃 2 号に関じては、   一般に、債務の履行が約定どおり
1		│  ̄アス トー、゙[艮/カサ レノ / 限1] バテサ] 凡 C の り │

が債
:行為
れを
的で
間の
:行為
ら、
や連
出が
取立
とし
て実
考え
重な
-
ただ
اع (i
i、す
第三
を要
は考し
] を
i
単し│
更多とい明白・・・ 一つ 1

Г	ムマーマーナン タ手は改されるフレ コギタ	
	弁済してしまい、多重債務を抱えるケースが多	
	数あること、とりわけ依存症をかかえた債務者	
	の関係者が代わりに弁済する行為は症状を悪化	
	させる。ことからコメントが必要である。	
	「破産開始等の申立」がなされたのであれば、	ご指摘を踏まえ、修正いたしま
	貸金業者は、以降その手続きに協力すべきであ	す。
	るから、債務者等に電話をかけ、若しくはファ	, ,
95		
	クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の	
	居宅を訪問することの正当な理由とはならな	
	い。同文言は削除すべきである。	
	債務者が行方不明になった場合、残された家	個別事例ごとに実態に即して実
	族が業者からの督促電話に対応することになる	質的に判断されるべきものと考え
	が、その場合、業者から家族へ連絡することを	られますが、債務者の所在を確認
	控えるよう指導すべきである。	するため、やむを得ず家族へ連絡
	また、保証人となっていないにもかかわらず、	することは直ちに問題とはならな
	家族が自らも支払い義務があるものと誤解して	いものと考えられます。なお、家
	いるケースが多数見受けられる。このような場	族等債務者等以外の者が、貸金業
96	合につき、支払い義務がない旨を説明すること	者からの債務者の所在確認等への
	とし、払ってくれる人にも法律上の義務はない	協力要請に対し拒否している場合
	ことを告知するよう指導してほしい。従わない	に、さらに協力を求めることは法
	業者には行政指導してほしい。	第21条第1項第8号で禁止されて
		います。
		また、法第21条第1項第7号で
		情務者等以外の者に債務の弁済を 「債務者等以外の者に債務の弁済を
		関切句等以外の句に関切の弁別を   要求することは禁止されていま
		す。
	Ⅱ-2-16 債権譲渡	
	債権譲渡人、債権譲受人の双方から通知する	債権譲渡に際しては、法第24条
	よう指導してほしい。	に基づき適切に対応する必要があ
97	どの債務者の債権を譲渡したかを記載した帳	るものと考えられます。
	簿を作り、利害関係人からの閲覧請求ができる	
	ようにしてほしい。	
-		ご比協の中家け (1) ①に今
	法第24条第4項に定める「相当の注意」に関	一ご指摘の内容は、(1)①に含
	し、当該業者との取引の有無及び当該業者との	まれると考えられます。
	取引に関して適切な取扱を行いうるような社内	
	規定等が整備され、周知徹底されているかも、	
	監督対象とすべきである。	
	暴力団員等への債権譲渡がなされないよう、	ご指摘の内容は、(1)②に含
	確認をする際には、単に相手方からの申告(暴	まれると考えられます。
	力団員等がいないこと)を求めるだけでなく、	
	貸金業者も積極的に情報収集に努めるべきであ	
	る。その際の情報収集の方法、更新の頻度及び	
	ある。	
	<del></del>	本規定の趣旨は、問い合わせを
	情報の社員への周知徹底も監督対象とすべきである。	

にかかわらず、債権譲渡人及び債権譲受人の双方が債務者等からの問い合わせや取引履歴の開示請求に対応できるような態勢が整備されているか。」と修正されるべきである。責任分担を明確化しさえすれば、一方が開示義務等を免れるかのような表現は問題がある。

行った債務者等に対し、債権譲渡 人と債権譲受人との間で、相互に 責任の転嫁を図り、債務者等に不 利益が及ぶことを防ぐ目的で規定 したものです。

なお、法令上、債権譲渡人には 譲渡前の取引、債権譲受人には譲 渡後の取引について帳簿の作成・ 保存義務が課せられているため、 帳簿の閲覧・謄写も譲渡人、譲受 人のそれぞれが請求に応じる必要 があると考えられます。

債権譲渡に伴って、対象債権の債務者に関する個人信用情報(信用情報機関を通して入手する他社債権に係るものを含む)を譲渡先へ提供することについて問題がないか明確にしていただきたい。

個別事例ごとに実態に即して実 質的に判断されるべきものと考え られますが、基本的には、信用情 報の漏えいに当たると考えられま す。

#### Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点

101

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
	Ⅲ-1 一般的な事務処理等	
	Ⅲ-1-1 一般的な監督事務	
102	世界 一般的は 一般的に 一の 一の 一の 一の 一の 一の 一の 一の 一の 一の	貴重なご意見として参考にさせていただきます。

られる場合には、一連の商行為そのものが無効 となるように規定すべきである。	
となるように規定すべきである。	
悪徳業者が活動する余地を残されては、正直	
にコンプライアンスを重視して事業を行ってい	
る業者が迷惑するので敢えて指摘したい。	
	て坐老にナユ
無登録業者若しくは登録した違法業者(以下) 貴重なご意見として	し参考にさせ
「ヤミ金業者」)に対し、警察等の捜査機関と   ていただきます。	
協力・連携することにより迅速な対応をしてほ	
LIV	
金融庁監督局がヤミ金業者の違法行為に対	
し、刑事告発などできる制度を制定してほしい。	
例えば、ヤミ金業者による督促と被害者の自殺	
との間に因果関係が認められれば、刑法犯(自	
殺関与および同意殺人罪など)として刑事告発	
103 できるようにするなど厳しく対処できる制度を	
制定してほしい。	
また、ヤミ金業者に対する専門部署を作り、	
当該部署の権限を強化し、警察と連携してその	
対応を徹底してほしい。	
ヤミ金業者に関する情報を把握した場合の措	
置は警察等の捜査機関に通報することおよび多	
重債務相談窓口など適切な機関に繋ぐことなど	
最低限金融庁監督局が行うべき具体的な措置を	
定めてほしい。	
Ⅲ-1-2 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督	
「当該非協会員の規模や特性を踏まえる」こは登金業者の業種、	規模、特性は
との内容を明確にするよう、要望する。様々であるため、あ	
104   な基準を設けること	ラカ しゅうり 開
	け凩難である
	は困難である
と考えられます。	
と考えられます。 貸金業協会に加入していない貸金業者に対す 非協会員に対する!	監督について
と考えられます。 貸金業協会に加入していない貸金業者に対す 非協会員に対する! る監督を強化し、且つ徹底するよう検討してほ は、法令等に則り適ち	監督について
と考えられます。 貸金業協会に加入していない貸金業者に対す 非協会員に対する! る監督を強化し、且つ徹底するよう検討してほ は、法令等に則り適け しい。また、非協会員に対しても貸金業協会に まいります。	監督について 切に対応して
と考えられます。	監督について 切に対応して 対する加入勧
と考えられます。 貸金業協会に加入していない貸金業者に対す 非協会員に対する! る監督を強化し、且つ徹底するよう検討してほ は、法令等に則り適け しい。また、非協会員に対しても貸金業協会に まいります。	監督について 切に対応して 対する加入勧
と考えられます。	監督について 切に対応して 対する加入勧
と考えられます。	監督について 切に対応して 対する加入勧
投金業協会に加入していない貸金業者に対す   非協会員に対する!   非協会員に対する!   な法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   はい。また、非協会員に対しても貸金業協会に   なお、非協会員に対しても貸金業協会に   なお、非協会員に対しても貸金業協会に   なお、非協会員に対しても関係を   なお、非協会員に対しても関係を   なお、非協会員に対しても関係を   なお、非協会員に対しても関係を   なお、非協会員に対しては、   なお、非協会員に対しては、   なお、非協会員に対しては、   なお、非協会員に対しては、   なお、非協会員に対しては、   なお、非協会員に対する	監督について 切に対応して 対する加入勧 ことになりま
は、法令等に則り適ける監督を強化し、且つ徹底するよう検討してほしい。また、非協会員に対しても貸金業協会に加入するよう指導してほしい。  □ 105	監督について 切に対応して 対する加入勧 ことになりま 者に対する適
資金業協会に加入していない貸金業者に対す   非協会員に対する   非協会員に対する   は、法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   まいります。	監督について 切に対応して 対する加入勧 ことになりま 者に対する適
105   貸金業協会に加入していない貸金業者に対す   非協会員に対する   非協会員に対する   は、法令等に則り適け   はい。また、非協会員に対しても貸金業協会に   加入するよう指導してほしい。	監督について 切に対応して 対する加入勧 ことになりま 者に対する適
105   貸金業協会に加入していない貸金業者に対す   非協会員に対する!   非協会員に対する!   は、法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   まいります。   なお、非協会員に対しても貸金業協会に   放きが行うです。   106	監督について 切に対応して 対する加入勧 ことになりま 者に対する適
105   貸金業協会に加入していない貸金業者に対す   非協会員に対する別   非協会員に対する別   は、法令等に則り適け   はい。また、非協会員に対しても貸金業協会に   加入するよう指導してほしい。	監督について 切に対応して 対する加入勧 ことになりま 者に対するり してまいりま
2考えられます。   と考えられます。   資金業協会に加入していない貸金業者に対す   非協会員に対する   は、法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   はい。また、非協会員に対しても貸金業協会に   加入するよう指導してほしい。   おお、非協会員に   添活動は協会が行うす。   エー1-5 検査部局との連携   監督部局と検査部局は一体化すべきと考え   引き続き、貸金業   切な検査などを実施 す。   するのは   であるのは   である。   であるのは   であるのは	監督について 切に応して 対する加入勧 ことに対する 者にま するりま を まま で まま で ままりま
と考えられます。   と考えられます。   資金業協会に加入していない貸金業者に対す   非協会員に対する   は、法令等に則り適け   は、法令等に則り適け   はい。また、非協会員に対しても貸金業協会に   なお、非協会員に対しても貸金業協会が行うす。   エー1-5 検査部局との連携   監督部局と検査部局は一体化すべきと考え   引き続き、貸金業	監督についし 対するにな 対するに 対するに 対すま はまま で で がま がま がま がま がま がま がま がま がま がま がま がま がま
は、法令等に則り適けにいる。 また、非協会員に対する。 は、法令等に則り適けにい。また、非協会員に対しても貸金業協会には、法令等に則り適けにい。 は、法令等に則り適けにい。 はいります。 はいります。 なお、非協会員に対しても貸金業協会が行うま。 なお、非協会員に対しても貸金業協会が行うまた。 なお、非協会員に対しても登金業務をが行うまた。 は、法令等に則り適けます。 なお、非協会員に対しても登金業務をが行うまた。 は、法令等に則り適けます。 なお、非協会員に対するができる。 は、法ののを表しまます。 は、法ののを表します。 ないのは、法ののを表します。 は、法ののを表します。 ないのは、法ののを表します。 は、法ののを表します。 は、法のを表します。 は、法のを表します。 は、法ののを表します。 は、法ののを表します。 は、法ののを表します。 は、法のを表します。 は、法ののを表します。 は、法ののを表します。 は、法ののを表します。 は、法ののでも関係を表します。 は、法ののでは、法ののでも、は、法ののでは、は、法ののでは、は、法ののでは、は、法のでは、は、法のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	監督についし 対するにな 対するに 対するに 対すま はまま で で がま がま がま がま がま がま がま がま がま がま がま がま がま

	貸金業協会の登録貸金業者に対する監督業務	協会は、法第 37 条や第 38 条に
	・	より、協会員に対し処分等を行う
	の安計に関しては、一定の制限を設けるべきである。	より、励会員に対し処力等を行う  権限を付与されています。
	める。 今回、全国に一つの貸金業協会を設置し、法	法令に基づき、厳正かつ適切に
	規制になじまない点については自主規則を制定	対処してまいります。
	させて、それを金融庁が認可して間接的な監督	
	を及ぼそうとしている。その意味では、貸金業	
	者への監督が法令等の違反については監督当局	
	が、自主規制の部分は貸金業協会と二分して、	
108	それぞれ監督が図られることになることが定め	
	られている。しかし、「緊密な連携」として協	
	会による監督を先行するようなことになればか	
	えって監督当局による監督が不十分となる可能	
	性があり本末転倒となろう。監督部署の法令違	
	反等への適切な権限行使の発動を弱めてはなら	
	ない。	
	Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続き	
	Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理	
	他の貸金業者で行政処分等を受けてから5年	法第 6 条に該当する場合、登録
	を経過しない者、若しくは禁錮以上の刑に処せ	を拒否しておりますが、引き続き
	られその刑の執行を終わってから 5 年を経過し	法令等に則り適切に審査を行って
109	ない者など、宅地建物取引業法第5条各号に規	まいります。
109	定するような申請人や申請会社の役員に対する	
	資格の制限を設け、事後的にそのような者に免	
	許を与えてしまったことが判明した場合には迅	
	速に対応してほしい。	
	(2) ④「貸金業を的確に遂行するための必	原則として、様式に従った経歴
	要な体制が整備されていると認められない者」	書で確認することとなりますが、
110	の審査に当たって、業務経歴の審査は本人から	必要に応じて職歴証明書等の提出
	の申告では信憑性が薄いため、職歴証明書等の	を求めることを否定するものでは
	添付を明記すべきである。	ないと考えられます。
	登録申請書の提出について、現在は「原則と	法第41条の8の規定に基づき、
	して貸金業協会を通して提出する」とされてい	協会員について、協会が当該提出
	るが、今後、貸金業協会会員は必ず協会を通し	の受理につき財務局に協力するこ
	て提出しなければいけないこととなるのか。	ととされている場合には、協会員
		においては、協会支部を通じて提
		出することとします。
111		ただし、登録申請の審査は、あ
		くまで財務局の本来業務であるた
		め、登録申請書を財務局に対して
		直接提出していただいても構いま
		せん。
		この趣旨を明確にするため、規
		定を修正いたします。
	Ⅲ-3-5 業務報告書の徴収	1.2.5.

	「業務報告書」と「事業報告書」の両方の提	「業務報告書」と「事業報告書」
	出を求めることは、貸金業者にとって過度の負	は内容の異なる報告であり、いず
	担となるほか、内容を審査する都道府県におい	
	ても負担となるため、「事業報告書」に統一し	に把握するのに必要な報告と考え
112	てもらいたい。	られます。
	仮に年度末の計数を把握する必要があるので	
	あれば、「事業報告書」との重複を避け、必要	
	不可欠な数字のみの報告を求めるようにしても	
	らいたい。	
	下記の報告も為すべき義務を、貸金業者に課	貴重なご意見として参考とさせ
	すべきである。	ていただきます。
	①毎年の借主もしくは保証人の自殺者の人数	
	②保証人に請求した件数	
113	③保証人からの元本回収金額(借主からの元本	
	回収金額との対比)	
	④手形・小切手による不渡りの件数	
	⑤うち、利息制限法の残金のないものの件数	
	⑥自己破産の件数	
	Ⅲ-6 貸金業関係連絡会	
	弁護士会、司法書士会等の関係団体から申し	監督指針Ⅲ-6において貸金業
	出があった場合、必要に応じて弁護士会、司法	関係連絡会は、監督当局と警察当
	書士会等の関係団体が出席できるようにするべ	局の連携を図り、法の円滑な施行
114	きである。また、連絡会を通じて整理・収集さ	を確保することを目的としており
	れた情報(ヤミ金業者に関するものなど)を関	ますが、必要に応じて弁護士会等
	係団体に提供してほしい。	の関係団体等を出席することがで
		きるものとされております。
	当局から与信業務について業務停止命令を受	個別事例ごとに実態に即して判
115	けた場合、業務停止期間中、指定信用情報機関	断されるべきものと考えられま
	に対する照会をすべきか。	す。
	改正貸金業法の円滑な施行のためには、貸金	ご指摘を踏まえ、財務局と都道
116	業者をともに監督している財務局と都道府県の	府県の緊密な連絡体制を設けるた
116	連携・意見交換を一層行うべきである。	め、「Ⅲ-7 貸金業監督者会議」
		を追加します。
		を追加します。

## その他、様式関係

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
117	参入規制のための資本制限のほか、施設・設備等のハード面においても一定の機能を有する場合においてのみ、参入できるようにするべきである。	監督指針Ⅲ-3-1(2)において、貸金業務を適切に行うための施設・設備等が設けられているか審査を行うこととなっております。
118	貸金業の我が国の金融システムにおける役割が規定されている。当該役割を踏まえると、貸金業者にも災害時に果たすべき重要な役割があると考えられ、預金取扱金融機関や証券会社向	「災害地における金融に関する 措置」は、災害地の住民支援のため、必要最小限の金融措置を迅速 に行うことを目的としております

	け監督指針と同様に「災害地における金融に関	が、貸金業者は、業者数が多く規
	する措置」に係る規定を盛り込む必要があるの	模も異なるため、一般的に金融措
	ではないか。	置の要請は実務上困難であると考
		えます。
119	登録票の記載事項に過去に処分を受けた旨の	法第24条の6の8に基づき、監
	表示等をするべきである(直接的な表示が難し	督処分等は公告することとなって
	いのなら、例えば最初の登録年度を記載し、そ	おります。
	れと更新回数の数字とを照らし合わせてみて矛	
	盾してれば過去に処分を受けたことがわかるな	
	ど)	
	また、各店舗(無人契約機の設置場所も含む)	
	においても登録票を設置するべきである。	
120	別紙様式 24 の 3「貸付金の金額別内訳」の記	ご指摘を踏まえ、修正いたしま
	載上の注意にて表9に記載した自己資金とある	す。
	が、表9が欠落していると思われる。	